

## 第351回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年9月24日（金） 14：00～15：10
- 2 場 所 徳島県水産会館 小研修室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、島崎勝弘、  
豊崎辰輝、三原敏夫、柏木正弘、濱 竹美、  
平尾義徳、三木真之、團 昭紀、今治清孝、  
中村秀美
- 4 欠席委員 中西 敬、福井典代
- 5 事務局 杉本事務局長、加藤主査兼係長、木本主事
- 6 県出席者 赤澤係長
- 7 議 題
  - (1) 令和3年度うなぎ稚魚特別採捕許可及び需給方針について
  - (2) 下りうなぎの採捕に係る委員会指示及び採捕自粛要請に  
ついて
  - (3) 押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について
  - (4) 知事許可漁業の許可方針の改正について
  - (5) 知事許可漁業の申請期間について
  - (6) 第35回太平洋広域漁業調整委員会の概要について
  - (7) 第42回瀬戸内海広域漁業調整委員会の概要について
  - (8) その他

## 8 議事

局長： 定刻が参りましたので、これより、第351回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議ですけれども、15名中13名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長： 皆さんこんにちは。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日もよろしく願いします。

それでは、ただ今から第351回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、平尾委員さんと三木委員さんをお願いしたいと存じます。

よろしく願いします。

それでは、議事に入ります。

議題1は、「令和3年度うなぎ稚魚特別採捕許可及び需給方針について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで回答することとしてよろしいか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては原案のとおり回答することといたします。

次に、議題2に移りたいと思います。  
「下りうなぎの採捕に係る委員会指示及び採捕自粛要請について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料2により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。  
何かございませんか。

委員： これって全国どんなん。徳島県だけ？

事務局： 徳島県だけではありません。全国で期間等に違いがあるかもしれませんが、資料が手元にありませんので詳しくはお答えできないですけれども、全国的な取り組みの中で徳島県もということでやっています。

局長： 特にしらすうなぎの採捕が多い県はやっています。

委員： 高知の期間は？

事務局： 今はちょっとわかりません。

委員： 終わりが早いな。

事務局： しらすうなぎ採捕の終わりは早いです。

局長： 親うなぎは全国的に11月から3月いっぱいが多いです。

会長： 他に何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては、原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発出することにいたします。

次に、議題3に移りたいと思います。  
「押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料3により説明

会長： 説明は以上のおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発出することにいたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。  
議題4「知事許可漁業の許可方針の改正について」、それから、議題5「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料4、5により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。  
何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題6「第35回太平洋広域漁業調整委員会の概要について」、それから、議題7「第42回瀬戸内海広域漁業調整委員会の概要について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料6により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

会長： 議事は以上ですが、その他何かございませんでしょうか。

事務局： 春から議論していただいていた「遊漁者等の漁具漁法の制限強化」についてご報告します。(資料7により説明)

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

委員： 県南の方では土日はどこかに来ている。しかも「やす」の

方やけど、来る人が和歌山とか兵庫とか関西圏で禁止されて  
放り出された人がほとんど。地元の方は漁師さんとの顔つな  
ぎがあるから事情を説明したら止めてくれる人が増えてきた  
んやけど、コロナもあって土日であればどこかで。しかもこ  
の頃はスマホとかで調べてきて、県や保安庁に「禁止になっ  
てますか」って聞いて、わかった上でお墨付きみたいな形で。  
「電話して確認しました。」「禁止になってません。」と。  
我々が困っとるんで協力してくれと言ってもお墨付きみたい  
になっとる部分がある。県の方やって電話で聞かれたら「禁  
止です」と言う訳にもいかんから「今は禁止ではありません」  
と回答するしかない。

事務局： 一応、「禁止ではないけれども、そういうトラブルがあ  
るので止めてください」と最近はきつく言うようにはしてる  
んですが、「でも禁止じゃないんですよね」と言われる。

委員： 来る方も必ずそこを強調するんよ。保安庁も結局それがあ  
るし警察もそうなるし。保安庁とも相談するんやけどきちん  
としないと保安庁も出動できんと。品物を、禁止のものを突  
いているのを見てだといけるんやけど、ただ持ってるだけで  
は。県に電話しても禁止ではないと言われましたとか確実に  
お墨付きにみたいになって、かえって後押しをしてる。スマ  
ホで言い逃れの指南書でも出てるんかというくらい、皆がそ  
ういう言い方をする。我々は毎日お願いに行かなということ  
で行くんやけど、とてもじゃないけど対応しきれんし、漁師  
さんの方も個人的には行かんと言ってくれと。どうしてもトラ  
ブルになったりケンカみたいになってくるし、現場の人間が  
対応できん。第何条じゃとかやられたときにとてもじゃない  
けど対応できんというのが実態です。保安庁の本部との相談  
がまだできとらんのやけど、分室の方もできたらやっぱり指  
示できちんとしてもらったらちゃんと注意ができるんやけ  
ど、それができん限りちょっと動けませんということで、今  
年の夏なんか厳しいんと、それからアンケートにも出てくる

んやけど、来るんは比較的水のきれいな県南の方が多いで、パーセントとしたら県南の方がほぼほぼみんな。組合長から電話も掛かってくるし、どないするんなって。随時連絡取り合いしよんやけど、県南は対応に苦慮してるということが実態です。

事務局： 説明の時には触れなかったんですけど、豊崎委員さんが仰ったように、南に限って言えばこのパーセンテージは上がります。北はあまりいないんですけども、南に関してはそういう状況です。この夏はほぼ毎日、多いときは日に何回も「やすは使ってもいいんだろ」といった問い合わせがあって、先ほど申し上げたように「とはいえ止めてください」と言っても「でも禁止されてないんですよね」と念押しをされたりして非常に対応に苦慮しましたので、こういった委員会指示が発出されることによって、対応はしやすくなります。何かあってからでは困りますし、被害者のうちはいいんですがカッとなって加害者になると不幸になりますので、次回の委員会くらいには指示案をお示しさせていただいて、次の夏までには指示を発出できればと考えていますのでよろしくお願ひします。

委員： 自分のところもうろ覚えなんで、隣の漁業組合との境とか、被っとなのか被っとなのかとか丁寧に説明せんといかんで、県ともコミュニケーション取りながら。

事務局： 基本的には1種も2種も大体重なって同じ区域になろうかと思ひますので、概ねカバーできると思ひます。1種も2種も漁業権がないところまで規制することはやりすぎだと思ひますのでご了解いただければと思ひます。

会長： ああいう人らは漁業権のことよう知つとるもんな。

委員： 全部調べてきとんよ。言うことまでちゃんと勉強してきて

なかなか対応しきれん。

委員： 「やす」って絵に描いてあるけど、長さとかは決まっとらんの？

事務局： 長さは特に決まっています。

委員： 今来て潜って突きよう人はな、パイプをネジで伸ばして一本物なんよ。ほんで潜って突くんやけど、モリ先が一つなんよ。ほんで2メートル余ってあるわな。こんなんは「やす」のうちに入るんかえ。

事務局： それは「モリ」になりますね。

局長： 長さは特に決まりありませんが。

委員： 土佐銆みたいなやつな。

局長： いわゆる「チョッキ」という、先が外れるやつはダメです。解釈はいろいろあるんですが、水産庁の指導で水中銃はダメ。柄が飛んでいくやつはダメ。あと先が抜ける「チョッキ」というやつは、県では従来からダメですよとしています。

事務局： 問い合わせがあったときには、釣具屋で売っている竹の先に三つ又や五つ又が付いているものだけですと。使えるのは。

会長： ほかに何かございませんか。それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第351回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上